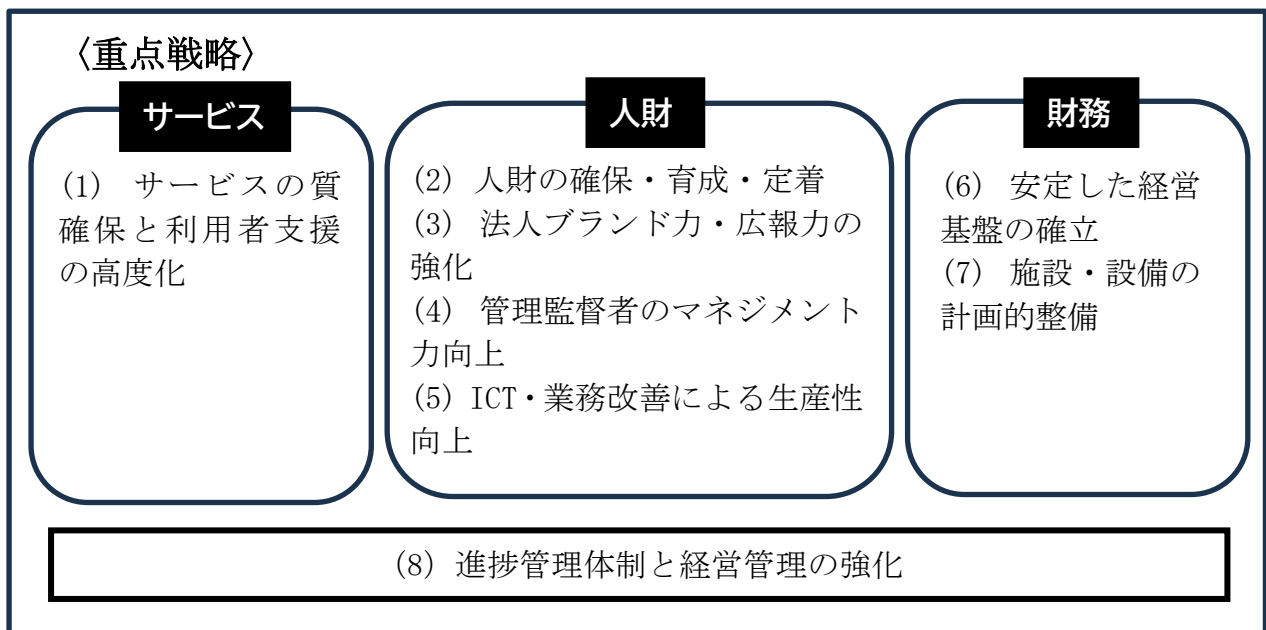


I 令和 8 年度事業計画書

「中期経営計画 2030」策定

当事業団では、令和 8 年度から 5 年間の法人の経営目標を示す「中期経営計画 2030」を策定した。将来にわたり安定的で質の高い事業運営を維持するためには、物価高騰や人件費上昇による支出増への対応、職員が能力を最大限発揮できる効率的で働きやすい職場環境の整備、生産性向上の実現について、明確な経営戦略のもと組織一体で取り組むことが不可欠である。

中期経営計画 2030 では、「利用者ファーストのための職員ファースト」を基本テーマに掲げ、選ばれ続ける法人・施設の確立に向けて 8 つの重点戦略に取り組む。



令和 8 年度の主な取り組み

【サービス】

- ・保育所型認定こども園への移行(2所)、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の導入(3所)など、保育事業の拡充を図る。
- ・法人虐待防止委員会を設置し、法人全体で虐待防止に取り組む。

【人財】

- ・持続可能な法人経営に向けた組織基盤(人事給与制度)を構築する。
- ・選ばれる法人となるため、法人ブランディングに基づく広報強化(HP改修等)を推進する。
- ・業務棚卸や業務手順の見直しを進め、業務の整理やICT活用による記録業務の効率化等、生産性向上を図り、職員の働きやすさにつなげる。

【財務】

- ・収支構造の改善(加算等の確実な取得)を図り、安定した経営につなげる。
 - ・施設整備計画に基づき、計画的に施設の整備を進め、団立施設の長寿命化を図る。
- ◎KPI 等による進捗管理を行いながら、法人本部と各施設が一体となって課題の把握と改善に取り組む。

1 運営施設（団立及び指定管理）

令和8年度指定管理者として運営する施設は、48施設（障害児5、高齢1、児童館39、緑地保育センター2、障害者スポーツセンター1）、事業団立として運営する施設は、18施設（障害者1、障害児2、保育所13、認定こども園2）である。（運営施設の一覧は10～11ページに記載）

（1）小池学園 福祉型障害児入所施設：定員30人

主に知的障害や発達障害のある幼児、児童を対象とした入所施設として社会生活に必要な知識や技能の指導・支援のほか、施設の機能や人財を活用して地域支援や家族支援を実施する。

入所については小規模グループケア（4ユニット）により、家庭的な環境設定と小グループ活動を通して、利用児童の特性に応じたきめ細やかな支援を提供する。虐待や社会的養護を必要とする児童の精神面の安定を図るため、心理指導担当職員が個別の心理的ケアを実施する。

将来の支援においては、一般就労や福祉的就労等といった個々の特性に応じた多様な進路選択に寄り添い、一人ひとりが自分らしく人生を豊かに生きる「ウェルビーイング」の実現を重視する。入所児童の確保については、在宅サービスの充実により入所児童の減少傾向が続く中、今後も子ども総合センターや児童養護施設、乳児院等との連携を強化し、入所児童の確保に努める。放課後等デイサービスについても、一人一人の児童の成長にしっかりと目を向けながら、多様な遊びや体験活動等の機会を提供し、こどもの自己肯定感を高めることを目標として実施する。相談支援事業所については、組織体制の整備、関係機関との連携強化等により、事業の充実を図る。

ア 入所

- ・ 障害児入所支援
- ・ 短期入所事業（ショートステイ）

イ 自立支援

- ・ 生活訓練
- ・ 職場実習

ウ 地域支援・家族支援

- ・ 放課後等デイサービス事業（余暇支援）：定員10人
- ・ 日中一時支援事業（日帰りショート）
- ・ 障害児相談支援事業
- ・ 特定相談支援事業

（2）総合療育センター 医療型障害児入所施設（足立園）：入所定員99人、短期入所定員26人、児童発達支援センター（にこにこ通園）：定員40人、外来診療部門

心身の発達障害に対応する専門施設・医療機関として、他の施設・機関との密接な連携のもと、障害のある児・者とその家族が、地域で安心して暮らすための支援及びサービスを提供する。

地域支援では、引き続き、県から「小児等在宅医療推進事業」を受託するほか、医療的ケアが必要な幼児・児童への相談支援や計画作成、関係機関との調整方法等の研修会を開催する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業」を受託する。

加えて、3階南病棟における、短期入所病床の長期入所病床への振り替えによってご利用者のニーズにより広く対応する。

ア 入所・入院

- ・ 障害児入所支援・療養介護・短期入所事業（ショートステイ）（足立園）

イ 通所

- ・ 児童発達支援センター（にこにこ通園）
- ・ 児童発達支援事業・生活介護（ナイスデイ）

ウ 外来

- ・ 小児科、内科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、精神科、児童精神科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、婦人科、歯科、小児歯科、矯正歯科

エ 地域支援

- ・ 日中一時支援事業（日帰りショート）
- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 障害者相談支援事業
- ・ 一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）
- ・ 障害児相談支援事業
- ・ 特定相談支援事業
- ・ 居宅訪問型児童発達支援事業
- ・ 乳幼児発達相談指導事業
- ・ 発達障害者支援センター運営事業

(3) 総合療育センター西部分所 児童発達支援センター（きらきら通園）：定員 30 人、外来診療部門

北九州市西部地区の利用者・家族の「暮らし」を支援するため、総合療育センター本体や地域の医療機関・教育機関等と連携しながら、利用者のニーズ・要望を第一に考えた障害医療・療育支援・福祉サービスの提供を行う。

また、当所の専門性を活用した関係機関等への指導・助言、実習生受け入れ等地域支援とともに、安定した事業継続のため、専門職員の育成、専門性継承の推進に取り組む。

ア 通所

- ・ 児童発達支援センター（きらきら通園）

イ 外来

- ・ 小児科、内科、整形外科、リハビリテーション科、歯科、小児歯科

ウ 地域支援

- ・ 保育所等訪問支援事業
- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 乳幼児発達相談指導事業
- ・ 地域の教育機関等職員への指導・助言
- ・ 実習生の受け入れ

(4) ひまわり学園 児童発達支援センター（引野ひまわり学園：定員 50 人、若松ひまわり学園：定員 30 人、到津ひまわり学園：定員 50 人）

発達に遅れがある又は配慮を要する幼児の通所施設として、児童発達支援計画のもと、利用児一人ひとりの発達の状態や特性、家庭状況に応じた支援を行う。また、家族は子どもの発達の基盤となることから、家族に対して、個人懇談、家庭訪問、保護者勉強会、家族参加行事の実施等の支援を行う。さらに、地域に在住する発達が気になる幼児やその家族に対し、「短時間通園」でのグループ療育や保育所・幼稚園などの所属機関に出向き、指導・助言を行う「保育所等訪問支援」を実施するほか、地域の保育所・幼稚園の職員を対象とした勉強会の開催など、積極的に地域支援を行う。

なお、令和 7 年 6 月から引野ひまわり学園にて開始した日中一時支援事業は、想定を超える利用申込みがあり、利用調整が必要となった。今後は、多くの利用ニーズに応えるため、安定した職員の確保と人材育成に取り組む。

ア 通所

- ・ 児童発達支援センター

- ・ 障害児等療育支援事業
- イ 地域支援
 - ・ 保育所等訪問支援事業
 - ・ 短時間通園事業（若松・到津）
 - ・ 児童発達支援事業（引野）
 - ・ 日中一時支援事業（引野）

（５）かざし園 特別養護老人ホーム：定員 55 人

在宅で介護を受けることが困難な、概ね 65 歳以上の原則要介護 3 以上の高齢者の入所施設として、利用者一人ひとりが個々の能力に応じた日常生活を送ることができるよう支援する。北九州市立唯一の特別養護老人ホームとして、市の方針に沿って、高齢者が自分らしく、いきいきと活動できる「幸福な長寿社会」の実現に向けて取り組む。

また、本年度も地域住民を対象とした「地域サポート事業」や「かざし健康づくり事業」などを実施し、地域連携・地域支援を行う。

- ア 入所
 - ・ 施設入所支援
 - ・ 短期入所生活介護事業
- イ 地域連携・地域支援
 - ・ 地域サポート事業
 - ・ かざし健康づくり事業
 - ・ 高齢者何でも相談
 - ・ 介護・給食に関する講座

（６）ひよりの丘 障害者支援施設（入所：定員 50 人、生活介護：定員 110 人）、共同生活援助事業（グループホーム：定員 60 人）

知的障害者の入所施設として、利用者に安全・安心で快適な生活環境を提供し、個々のニーズに応じた個別支援計画に沿って必要な支援を実施する。

また、地域連携推進会議の開催や専門性を活かした地域支援及び情報発信を通じて、地域との連携を推進する。

- ア 入所
 - ・ 施設入所支援
 - ・ 共同生活援助事業（グループホーム）
- イ 日中活動
 - ・ 生活介護事業
- ウ 地域支援
 - ・ 短期入所事業（ショートステイ）
 - ・ 日中一時支援事業（日帰りショート）
- エ 相談支援
 - ・ 障害児相談支援事業
 - ・ 特定相談支援事業

（７）保育所（13 所）

「保育所保育指針」を基準に、保育の質の向上と保護者や地域の子育て家庭の多様なニーズに対応した子育て支援事業を継続するとともに、職員研修体制の充実や ICT 化の推進、保育アドバイザーの巡回による継続的な育成サポートにより人財の定着を図る。

さらに、自然災害や感染症等の緊急事態に備えた事業継続に向けた取り組みなど、安

全・安心な保育所運営を行う。

また、保育所を取り巻く環境や利用者ニーズの変化をとらえながら、新たな事業展開を検討するとともに、保育所定員等の見直しも行い、安定した経営体制の構築に努める。令和8年度は新たに乳児等通園支援事業を開始し、未就園児支援の充実や早期支援の強化を図る。

ア 保護者への子育て支援

- ・ 延長保育 (19時まで:12所、20時まで:1所 [あじさい])
- ・ 障害児保育 13所
- ・ 育児講座
- ・ 育児相談

イ 地域の子育て家庭への支援

- ・ 乳児等通園支援事業 3所 (二島・若園・深町どんぐりのもり)
- ・ 一時保育 8所 (みなと・若園・あじさい・折尾丸山・うさぎ・二島・深町どんぐりのもり・沢見あやめのもり)
- ・ 休日保育 2所 (みなと・到津)
- ・ 未入所親子へ保育所開放 13所
- ・ 子育て情報動画の配信
- ・ 育児相談、食育推進のための発信

ウ 人財確保・育成

- ・ 保育士養成機関等へ講師派遣と実習生や「アクティブラーニング」の受入
- ・ 嘱託保育士の募集方法の改善
- ・ 養成校の学生のアルバイト採用
- ・ キャリア形成のための研修体制の充実

エ 定員変更

- ・ すみれ:60人→50人

(8) 保育所型認定こども園 (2所)

少子化の進行や家庭の多様な就労形態など、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に対応するため、地域の入所需要が見込める2つの保育所を認定こども園へ移行する。幼児期の学びと生活を大切にす姿勢を軸に、家庭と園が協力し合える関係づくりを深め、保護者の働き方に応じた柔軟な受け入れを進めることで、地域の子育てを支える役割をさらに広げる。

職員が学び合い成長できる研修を充実させ、長く働き続けられる職場づくりを着実に進める。災害や感染症への備えを丁寧に見直し強化し、安全で落ち着いた園生活を保障する。地域の子育て家庭とのつながりを大切に、変化するニーズに応じた支援の形を整える。

ア 認定こども園実施園

- ・ 認定こども園 永犬丸保育所
- ・ 認定こども園 沢見あやめのもり保育所

イ 教育・保育の一体的な提供

- ・ 生活や遊びを大切にす保育に、幼児教育の視点を取り入れたカリキュラムを整備
- ・ 1号認定児の受入れにより、地域の教育ニーズに応える体制を構築

ウ 保護者支援と柔軟な受入れ

- ・ 長時間保育など、家庭の状況に応じて利用できる体制を整備
- ・ 家庭との連携・協働を重視し、子どもの育ちを共有しながら支援を実施

エ 定員

| | | |
|-----------|-----------------|------|
| 永犬丸： | 保育を必要とする子どもの数 | 130人 |
| | 保育を必要とする子ども以外の数 | 10人 |
| 沢見あやめのもり： | 保育を必要とする子どもの数 | 110人 |
| | 保育を必要とする子ども以外の数 | 10人 |

(9) 児童館 39 館

児童に健全な遊びを提供し、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設として、地域に根差した運営に取り組む。令和8年度は、「こどもの居場所」(拠点性)「なんでも相談」(多機能性)「みんなで関わる」(地域性)の役割を認識し、「児童館運営の基本方針」をふまえた安全・安心で気軽に楽しめる児童館・児童館内放課後児童クラブ運営を行う。

- ・ 児童の健全育成
- ・ 児童館内放課後児童クラブ事業 (26 館)
- ・ 親子ふれあいルーム事業 (9 館)
- ・ 親子ふれあいサロン (16 館)
- ・ 体力増進指導 (巡回親子体操教室等)
- ・ 親子体操教室 (コアラくらぶ)
- ・ 療育相談員による訪問支援

また、「改正児童館ガイドライン」に沿って国・市の施策動向に歩調を合わせながら、次の5項目について重点的に取り組みを進める。

- ・ こどもの健全育成
- ・ 遊びと生活の支援
- ・ 地域との連携
- ・ 子育て支援
- ・ 職員の資質と専門性の向上

(10) 緑地保育センター 2 施設：宿泊定員 各 100 人

保育所、幼稚園、認定こども園などのお泊まり保育や日帰り遠足で利用する施設として、子どもたちが豊かな自然環境の中で集団生活・宿泊を体験することにより創造性、自主性、協調性を養うことを根幹に、市と事業を協同展開する。さらに、「夜まで日帰り保育」を実施し、日帰りでありながらお泊り保育体験ができる事業によりきめ細やかに利用者ニーズへ対応する。

また、保育所、障害児施設等の専門性を持った人財を配置するほか、職員の資質の向上を図り、利用者満足度の高い施設運営を行う。

ア 子育て支援

- ・ 親子宿泊
- ・ 一般開放デー
- ・ 障害児や子育てサークルの日帰り遠足

イ 環境活動

- ・ 自然環境を活かし、命や自然の大切さ、環境についての関心を深める保育を提供する。さらに、小動物や植物の観察、エコ工作・自然物を利用した工作プログラム等を実施する。

ウ その他の活動

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園などの利用団体を訪問し、園行事の支援や保育プログラムを提供する出前公演事業を実施する。
- ・ 市内の保育所、幼稚園、認定こども園などの職員を対象として、自然に対す

る知識を深める野外活動研修会を開催し、宿泊保育など緑地保育センターでの野外活動の充実を支援する。

- ・ 全国にある、類似施設相互の情報交換や指導技術の研究を行い、広く野外保育の推進を図る。
- ・ 自主事業として緑地保育センターならではの「体験講座」を実施し、緑地保育センターの認知度をより高めることに尽力する。

(11) 障害者スポーツセンター（障害者体育施設）

障害者スポーツの中核施設として、障害者の「体力増進」「機能回復」「残存機能の維持向上」を目指した障害者へのスポーツプログラムの提供、障害者のスポーツ相談などの利用促進を図るとともに、障害者を対象とした「巡回スポーツ教室」を実施し、スポーツ活動を通じた社会参加を促進する。

さらに、「北九州市障害者スポーツ協会」と連携・協働し、当センター利用者のみならず、北九州市における障害者スポーツの幅広い振興を図る。

また、共同事業提案者である「ミズノスポーツサービス株」と共同して一般利用者への個別運動指導を実施するなど、サービスの向上や利用者の増加など適切な施設運営に取り組む。

- ・ 障害者及び一般利用者へのスポーツプログラム提供
- ・ 障害者のスポーツ相談
- ・ 国際大会、各種大会の運営
- ・ 「障害の理解」と「共生社会の推進」に向けた情報発信
- ・ 生涯スポーツの支援
- ・ スポーツボランティアの育成

◎ 第 23 回北九州チャンピオンズカップ国際車いすバスケットボール大会の実行委員会事務局を今年度も担当し、「バリアフリーのまちづくり」の象徴として、障害者スポーツの普及を目的に、市民参加による「手作りの大会」として国内選手の競技力向上及び国際交流の促進に貢献する。

- ・ 開催期間 令和 8 年 11 月 13 日（金）から 11 月 15 日（日）までの 3 日間
- ・ 会 場 市立総合体育館
- ・ 同時開催 全日本ブロック選抜車いすバスケットボール選手権大会
北九州市小学生車いすバスケットボール大会

2 受託事業等

(1) 保育施設および介護保険施設等従事者に対する研修事業(社会福祉研修所)

保育施設や介護保険施設等の従事者を対象に、国の動向を踏まえた福祉現場の研修ニーズに対応するため、市および関係機関等と連携し、効果的かつ効率的な研修事業を推進する。

研修の実施にあたっては、従事者等に求められる職業倫理やコンプライアンスの醸成、専門性の向上、多様な福祉人財の育成等を目標とし、受講者参加型の実践的な内容とする。

また、研修実施後には理解度や効果の測定を行い、その結果を今後の研修企画に反映させることで、地域福祉全体の資質向上に寄与する。

(2) 介護保険訪問調査業務

市内（戸畑区・若松区を除く）及び遠賀郡・中間市・苅田町・行橋市・みやこ町地区の施設等に居住する市民の「施設利用者及び在宅者の更新申請に係る訪問調査業務」を市から受託し実施する。

(3) 障害支援区分認定調査等事務

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定審査に係る訪問調査や審査会運営補助業務を市から受託し、適正な業務運営に努める。

(4) 地域包括支援センター業務

区役所の地域包括支援センターに、主任介護支援専門員、介護支援専門員、社会福祉士、介護予防ケアマネジメント支援事業を担当する看護職員を出向させる事業を市から受託し実施する。

(5) 地域担当看護職員活動事業

区役所実施の各種健康教室や相談業務など開催時の一部業務を行う。また、40歳以上の生活習慣病重症化予防とフレイルのための啓発や訪問など、各種健診受診者の保健指導を行うとともに、健診未受診者への受診勧奨を行う事業などを市から受託して実施する。

(6) のびのび赤ちゃん訪問事業

全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供及び保健・栄養指導や育児支援等を行う事業を市から受託し実施する。

(7) 介護報酬請求事務

各区役所統括支援センターに職員を配置し、介護保険の要介護認定で「要支援 1」「要支援 2」に該当した者、又は基本チェックリストに該当した者に対し、地域包括支援センターで介護予防サービスのケアプランを作成したものについて、国民健康保険団体連合会へ介護報酬請求を行う事業を市から受託し実施する。

(8) 皿倉放課後児童クラブ

「子ども・子育て支援新制度」に沿った運営を行う。利用児童への「安全な居場所の提供」を第一に考え、警察・消防の協力を得て、防犯・防災の対応能力の向上に努める。

また、職員研修等により専門性を高めることで、障害児の受け入れや利用児童の健全育成に取り組んでいく。

子ども達の成長を各方面からサポートし、子ども達の健全育成と保護者の就労ニーズとの両立を実現する。

(9) 子ども・若者応援センター

社会生活を営むうえでさまざまな「困難」を抱えた、概ね 15 歳から 39 歳までの子ども・若者の自立に関する相談に応じ、関係機関への紹介及び必要な情報の提供や助言等の支援を行う。

併せて、福祉事業団の各施設等と連携して、「虹のふもと」での就労体験等の若者の自立を支援するための社会参加プログラムを実施する。

(10) ヤングケアラー相談支援窓口運營業務

市内のヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる 18 歳未満の子ども）の早期発見・支援のため、ヤングケアラー本人、保護者、関係機関等からの相談に対応し、必要に応じて関係機関につなぐとともに、アウトリーチによる学校等との連携、子どもの居場所づくり、地域とのネットワークづくり、広報・啓発等を実施し、ヤングケアラーのニーズや実態に合った支援形態を整備する。

(11) 北九州市社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、支援に関連する関係機関との連絡調整を行う。

また、帰住先を失っている場合等においては、状況が安定するまでの間、生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつける支援を行う。

(12) 北九州市意見表明等支援事業

社会的養護下にある児童に対して、年齢や発達に応じた意見や意向を形成し、それを周囲に説明できる（セルフアドボカシー）ように支援や環境づくりを行い、こどもの意見表明権等を保障する。

(13) 中途視覚障害者緊急生活訓練事業

中途視覚障害者が新たな生活環境に適応し、自立した生活を営めるよう、歩行訓練や日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練などを実施する。

また、当事者同士の仲間づくりの場である「つどい」の開催や支援者向け研修、専門相談を行い、視覚障害者の社会参加促進や支援者の育成を図る。

(14) レインボープラザ

福祉・教育文化活動、地域づくり推進の拠点施設として関連する公的団体等が入居しており、安全で健全な管理運営を行う。また、公平・公共性をもって貸会議室等の利用を促進する。

- ・ 入居団体 公的団体 9 団体、テナント 9 社
- ・ 貸会議室 8 室 ・ 有料駐車場 42 台

3 社会貢献事業

(1) 北九州多世代つながり拠点事業

地域高齢者の交流や健康増進の支援を目的に、レインボープラザ 1 階の「虹のふもと」において、障害者の就労支援等のノウハウを持つ NPO 法人と協働して、授産品の販売や講座等のイベント事業を実施する。

また、子ども・若者応援センター「YELL」と連携して、就労の準備段階にある若者の就労体験の場として活用する。

さらに、中央町商店街が企画するイベントなどの運営に協力して賑わいづくりに貢献するとともに、「虹のふもとサテライトスペース」を設置して、社会貢献事業の拡充に取り組む。

(2) 地域の子育て家庭への子育て情報の配信

保育所のアウトリーチ活動として、地域の子育て家庭への子育て情報を動画で配信する。

(3) 地域の幼稚園等に通う児童の保護者へのペアレント・トレーニング

ひまわり学園で実施しているペアレント・トレーニングを継続し、地域の保育所・幼稚園に在籍し、発達につまずきのある子どもの保護者や、育児に不安を抱える保護者等への支援に取り組む。また、今年度も保育所・幼稚園の職員向けの支援「ティーチャーズ・トレーニング」を併せて実施する。